

令和7年度 高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR業務
公募型プロポーザル公告

高山村が行う「高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR業務」を発注する事業者選定にあたり、公募型プロポーザル方式により受注者を募集するので、次のとおり公告する。

令和7年5月12日

高山村長 後藤 幸三

1. プロポーザルの概要

(1)業務名

高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR業務

(2)候補者選定方法

「令和7年度高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR業務公募型プロポーザル実施要領」記載のとおり。

(3)業務内容

「高山村有機農業実施計画に係る情報発信・PR業務企画提案仕様書」記載のとおり。

(4)期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(5)業務場所

吾妻郡高山村地内

(6)委託上限額

4,880,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

2. 応募資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1)ぐんま電子入札共同システム令和6・7年度物品・役務入札参加資格者名簿に営業品目（大分類）「イベント・企画・デザイン・制作」に登載があること。
- (2)企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人・公益社団・財団法人、事業協同組合等）
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (4)破産宣告を受け復権していない者でない者

- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (7) 高山村の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- (9) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (10) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること
- (11) 過去に地方自治体等の農業振興に係る計画策定及び類似業務の実績を有していること。なお、アンケート調査、印刷製本等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

3. 実施要領等の配布場所

高山村のホームページ又はぐんま電子入札情報公開システムからダウンロードしてください。

高山村ホームページ

URL：<https://www.vill.takayama.gunma.jp>

ぐんま電子入札情報公開システム

URL：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場総務課：飯塚

TEL：0279-26-7942（直通）

FAX：0279-63-2768

E-mail：soumu@vill.takayama.gunma.jp